災害時における水道施設の応急復旧支援に関する協定書

（趣　旨）

第１条　この協定は、宇部市水道事業の給水区域内において災害が発生、又は発生のおそれがある場合において、宇部市水道局（以下「甲」という。）と　　　　　（以下「乙」という。）とが相互に協力し、日常的な危機管理体制の強化と災害時の円滑かつ迅速な水道施設の復旧を図るため、応急復旧支援に関する事項について定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２３３号）第２条第１号に定める被害をいう。

|  |
| --- |
| 【第２条第１号：災害】暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事もしくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。 |

（復旧応援の要請）

第３条　甲は、災害時において水道施設の復旧に乙の応援が必要であると認められたときは、乙に対して復旧の応援を要請することができる。この場合、甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後、文書を提出するものとする。

（応援要員の派遣）

第４条　乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応援業務を行うための体制を整え**、**必要な人員、資機材等を出動させ、甲が行う復旧作業に協力するものとする。

２乙は、甲の職員の指示により、前項の規定による応援業務を行うものとする。

（応援業務）

第５条　乙が行う応援業務は概ね次のとおりとする。

(1) 応急復旧工事

(2) 応急給水

(3) 応急復旧用資機材の提供

(4) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（費用負担）

第６条　この協定に基づき、乙の行った応援業務に要した費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、乙が甲に請求するものとする。

（労災補償）

第７条　応急復旧により乙の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（第三者等に対する損害）

第８条　乙が緊急対応に伴い第三者等に損害を与えた場合は、その責に帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議してその賠償にあたる。

（連絡責任者）

第９条　甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（報告事項）

第10条　乙は、この協定による応急復旧に協力できる人員及び資機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

（共同訓練）

第11条　甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとする。

（有効期間）

第12条　この協定の有効期間は、協約締結時から配水管工事入札参加資格有効期限までとする。

（疑義）

第13条　この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲、乙双方がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　（甲）　宇部市

宇部市水道事業管理者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　水道局長　秋　田　浩　二

　　　　　　　　　　　　　　　　（乙）